二　電動機駆動用以外の用途に用いる蓄電池にあつては、当該用途に用いるために十分な容量を有するものであること。

三　電動機駆動用及びそれ以外の双方の用途に用いる蓄電池にあつては、前二号に規定する容量を合計した容量を有するものであること。

3　可搬消防ポンプの機関のうち、内燃機関及び電動機を併用するものについては、第一項第二号ハ及び前項第一号の規定は、適用しない。この場合において、内燃機関の燃料タンク及び電動機の蓄電池の容量については、当該内燃機関及び当該電動機を併用することにより、第二十一条に規定する規格放水性能で三十分間以上の連続放水運転ができるものでなければならない。

（大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車の機関）

第十七条　大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の内燃機関は、第九条第一項各号（第一号イ(3)(ii)及び第三号ニを除く。）に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

2　大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の電動機は、次の各号に定めるところによる。

一　当該電動機については、第九条第二項各号（第二号ロを除く。）の規定を準用する。この場合において、第九条第二項中「前項各号（第一号イ(1)、第二号から第七号まで及び第十号を除く。）」とあるのは「前項各号（第一号イ(1)及び(3)(ii)、第二号から第七号まで並びに第十号を除く。）」と読み替えるものとする。

二　蓄電池の容量は、第三十一条第一項に規定する放水性能で二時間以上連続放水運転ができる量でなければならない。

3　大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関のうち、内燃機関及び電動機を併用するものについては、第一項第二号及び前項第二号の規定については、適用しない。この場合において、第一項第二号及び前項第二号に規定する燃料タンク及び蓄電池の容量については、内燃機関及び電動機を併用することにより、第三十一条に規定する放水性能で二時間以上の連続放水運転ができるものでなければならない。

（ポンプの放水性能試験）

第二十一条　［略］

［2　略］

3　ポンプの効率（第一項第一号の状態において、水動力をポンプの軸動力で除した値をいう。以下この項において同じ。）は、消防ポンプ自動車のポンプにあつては六十五パーセント以上、可搬消防ポンプのポンプにあつては五十五パーセント以上（ポンプの級別がD－一級又はD－二級のポンプにあつては、二十五パーセント以上）とする。ただし、特殊な構造を有するポンプであつて、そのポンプ効率を見やすい箇所に容易に消えないように表示しているものにあつては、この限りでない。

（連続放水試験）

第二十二条　［略］

［2　略］

［新設］

（大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車の機関）

第十七条　大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関は、第九条各号（第一号イ(3)(ii)及び第三号ニを除く。）に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

［一・二　同上］

［新設］

（ポンプの放水性能試験）

第二十一条　［同上］

［2　同上］

3　ポンプの効率（第一項の状態において、水動力をポンプの軸動力で除した値をいう。以下この項において同じ。）は、消防ポンプ自動車のポンプにあつては六十五パーセント以上、可搬消防ポンプのポンプにあつては五十五パーセント以上（ポンプの級別がD－一級又はD－二級のポンプにあつては、二十五パーセント以上）とする。ただし、特殊な構造を有するポンプであつて、そのポンプ効率を見やすい箇所に容易に消えないように表示しているものにあつては、この限りでない。

（連続放水試験）

第二十二条　［同上］

［2　同上］

［新設］